

# 令和6年度 豊川市空家バンク利活用費補助金 のご案内

受付開始：令和6年4月1日から

※令和7年3月15日までに実績報告書を提出できる工事（事業）  
としてください。  
※ただし、予算の上限に達し次第終了します。

## ○補助の対象

豊川市空家バンクに登録された物件で、売買または賃貸借契約されたもの

## ○補助の種類・金額

- ①物件の改修費用の一部に対する補助（費用の2分の1又は上限額50万円）
- ②物件の家財処分費用の一部に対する補助（費用の2分の1又は上限額10万円）

## ○補助の対象者（次のいずれにも該当する方）

- ①物件の所有者又は賃借人
- ②市税等を滞納していないこと
- ③暴力団員でないこと

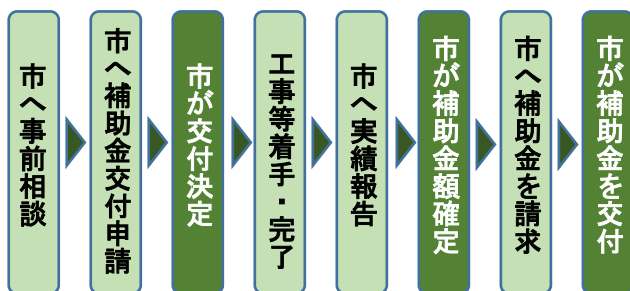
## ○補助の対象となる工事等

- ①改修工事：外壁、屋根、床、天井などの修繕や補強、給排水設備等の修繕、テレワークを行うための通信環境整備など
- ②家財処分：一般廃棄物処理業の許可を受けている業者に処分を委託するもの

## ○補助金を利用できる期間

売買や賃貸借契約を締結した日又は引き渡しを受けた日から1年を経過するまでの期間

## 申請手続きの流れ



ご利用をお考えの方は事前に  
下記までお問い合わせください。



ホームページはコチラ

## 【お問い合わせ先】

豊川市役所 建設部建築課 住宅政策係 電話：0533-89-2144